

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第34号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成20年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(構造計算適合性判定)</p> <p>第4条 前条の規定による申出を行う者は、<u>適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が、基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合にあっては、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを施行規則第8条の申請書に添えなければならない。</u></p> <p>(認定を受けた計画の変更認定申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の認定建築主等は、当該申請に併せて適合通知を受けるよう申し出る場合は、<u>同項に規定する書類及び図書並びに基準法施行規則第1条の3第1項の申請書の正本1通及び副本1通に、適合通知申出書を添えて、これらを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(構造計算適合性判定)</p> <p>第4条 前条の規定による申出を行う者は、<u>適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が、基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの基準法施行令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかについての審査を要する場合にあっては、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部512の3の項に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の手数料を納付する者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る手数料納付票（第2号様式）に香川県証紙をはりつけて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>第1項の審査については、基準法第18条第4項の構造計算適合性判定に関する規定を準用する。</u></p> <p>(認定を受けた計画の変更認定申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の認定建築主等は、当該申請に併せて適合通知を受けるよう申し出る場合は、<u>前項に規定する書類及び図書並びに基準法施行規則第1条の3第1項の申請書の正本1通及び副本1通（前条第1項の審査を要する場合は、正本1通及び副本2通）に、適合通知申出書を添えて、これらを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。